

# 税の申告

## 正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう！（介護保険等を利用されている方は17ページもご覧ください。）

### 市では

## 市・県民税 国民健康保険税 の申告の受付を行います

### 申告期間

2月16日(金)～3月15日(木)

★左の日程表をよくご確認の上、各会場へお越しください。(土日除く)

問合せ先 市役所 税務課  
☎22・8106

### 申告が必要な方

- 平成30年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
- 収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険（第1号被保険者）に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
- 国民年金保険料の免除・児童扶養手当等の支給を受けている方または受ける予定の方
- 障がい福祉・高齢者福祉に関する

して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方（同世帯の方の申告が必要な場合もあります）

### 申告する必要のない方

- 平成30年度に市内の幼稚園・保育園・認定こども園に在園する園児（予定も含む）の保護者の方、または、小規模保育事業を利用される児童（予定も含む）の保護者の方
- 税務署に所得税の確定申告をする方（確定申告は市・県民税の申告を兼ねています）
- 一力所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払

### 申告に必要なもの

- 報告書が提出されている方
- 公的年金収入（遺族年金・障害年金の収入を除く）のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 印鑑
- 平成29年分源泉徴収票（給与・年金収入がある方）
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書（営業等、農業、不動産収入のある方）
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料または旧損害保険料等の領収書または支払証明書
- 寄附金受領証明書（寄附金税額控除の申告をする方）
- 障害者手帳（または障害者に準ずるとして市町村長が交付した認定書）・療育手帳など
- 申告する方の本人確認書類（マイナンバーカードまたは、マイナンバーの通知カード+運転免許証など）
- ※医療費控除または医療費控除の特例を申告する方は、7ページ『医療費控除が変わります！』をご覧ください。

## 申告受付日程

2月中は各地区へ出張申告を行っています。市役所での申告は3月1日以降にお願いします。(点線の箇所は、今回から会場を変更しています。)

※申告する所得の種類や内容によっては、税務署での申告をご案内する場合があります。  
※農協では、農業所得の申告をする方を対象として受付を行います。

2月	とき	ところ
16日(金) 19日(月)	9:00～16:00	農協栗野支店
20日(火)	9:30～11:30	葉原ふれあい会館
	9:00～16:00	農協東部支店
21日(水)	9:00～16:00	栗野公民館
	9:00～16:00	農協東部支店
22日(木)	9:00～15:00	栗野公民館
	9:00～16:00	農協敦賀支店
23日(金)	10:00～11:30	横浜公会堂
	13:30～15:00	東浦公民館
27日(火)	9:00～16:00	農協敦賀支店
	9:30～11:30	愛発公民館
	13:30～16:00	中郷公民館

3月	とき	ところ
1日(木)		
2日(金)		農協栗野支店
5日(月)		農協東部支店
6日(火)		農協本店
7日(水)		
8日(木)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
9日(金)		農協本店
12日(月)		農協本店
13日(火)		
14日(水)		
15日(木)		

### 《確定申告 出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、こちらの会場をご利用ください。

2月21日(水)・22日(木) 栗野公民館  
3月1日(木)・5日(月)～8日(木) 市役所4階

## 税務署の

### 確定申告会場は

2月16日(金)から!

税務署の確定申告会場の受付時間は、9時から16時です。会場の混雑状況により、16時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

### 申告・納税期限

所得税 3月15日(木)  
消費税 4月2日(月)

問合せ先 敦賀税務署

☎22・1010

### 確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

- ① 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税(個人)、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成すると、次の点で便利です。
- ② 24時間いつでも利用可能です。
- ③ 税務署に行く必要がありません。
- ④ 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ⑤ データを保存できるのでいつでも

でも作業を再開できます。保存したデータは、翌年以降の申告書等を作成する際に利用できます。

作成した申告書等は、自宅のプリンタで印刷して郵送等で税務署へ提出できます。また、同コーナーからそのままe-Taxを利用して税務署に送信することもできます。

【給与・年金のみの方は、「給与・年金画面」をご利用ください】

給与所得または年金所得のある方は、初めての方でも簡単な操作で申告書が作成できる申告

書作成画面「給与・年金画面」をぜひご利用ください。



### 「電話相談センター」「タックスアンサー」をご利用ください!

●平成30年1月18日(木)から3月15日(木)まで「確定申告電話相談センター」で確定申告に関するご質問やご相談にお



## 重要なお知らせ 医療費控除が変わります!

平成30年度市・県民税、国民健康保険税申告と平成29年分確定申告から、医療費控除の申告について次のとおり改正されます。

### ①医療費控除の提出書類が簡略化されました。

医療費の領収書を添付する代わりに『医療費控除の明細書』を添付することに変更となりました。(医療費の領収書は、自宅などで5年間保存する必要があります。)  
※平成32年度までは、従来どおり領収書の添付によることもできます。  
※医療保険者から交付を受けた『医療費通知』(医療費のお知らせなど)の原本を提出する場合は、医療費控除の明細書の一部の記入を省略できます。

### 申告に必要な書類

- ・医療費控除の明細書
- ・医療費通知の原本(お持ちの方)
- ・保険等で補てんされた金額がわかるもの(補てんがあった方)

### ②セルフメディケーション税制が創設されました。

健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組(特定健康診断、予防接種、定期健康診断など)を行った方が、対象医薬品(いわゆるスイッチOTC医薬品)を購入した場合、購入費用のうち12,000円を超える額を所得金額から控除できる「セルフメディケーション税制」(通常の医療費控除とどちらか選択して適用)を受けることができます。



※一部の対象医薬品のパッケージには左記の識別マークが掲載されています。

### 申告に必要な書類

- ・セルフメディケーション税制の明細書
- ・一定の取組を行ったことを明らかにする書類(定期健康診断の結果通知表、予防接種済証など)

医療費等を事前に計算した上で、申告をお願いします。

※詳しくは、市ホームページまたは国税庁ホームページをご覧ください。